

令和4年12月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和4年12月16日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 1時31分

場所 第2委員会室

出席委員 細田善則委員長
高橋稔裕副委員長
永瀬秀樹委員、小久保憲一委員、諸井真英委員、小谷野五雄委員、
金野桃子委員、塩野正行委員、西山淳次委員、田並尚明委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、藤岡麻里地域包括ケア局長、
和泉芳広少子化対策局長、横田淳一福祉政策課長、
佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、
播磨高志高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、
鈴木淳子障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、
松井明彦こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]
山崎達也保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、
小松原誠健康政策局長、縄田敬子医療政策局長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、野澤裕子食品衛生安全局長、
高窪剛輔保健医療政策課長、三田一夫政策参与、
中村寛医療政策幹、関根良和ワクチン対策幹、
山口隆司感染症対策課長、高橋良治感染症対策課政策幹、
今井隆元感染症対策課政策幹、川南勝彦感染症対策幹、黒澤努国保医療課長、
坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、加藤絵里子健康長寿課長、
根岸佐智子疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長、
岡地哲也薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決
第139号	令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第140号	令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第165号	地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款の変更について	原案可決

第171号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決
-------	--	------

2 請願

請願番号	件名	結果
第4号	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願書	不採択

報告事項

1 福祉部関係

医療的ケア児等支援センターの開設について

2 保健医療部関係

(1) 順天堂大学附属病院整備の進捗状況について

(2) 埼玉県コバトン健康マイレージ事業の効果検証について

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

永瀬委員

- 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、当初想定を上回った要因は何か。
- 2 同事業では、急激な物価高騰に直面して困窮するひとり親世帯等に対して支援を行うということだが、ほかの施策も含めて困窮するひとり親世帯をどう支援していくのか。また、ひとり親への支援について、分析を行った上で対策を検討しているのか。

少子政策課長

- 1 令和4年度と令和3年度の上半期を比較すると、貸付額が26パーセント増額しており、増額分の9割以上が修学資金になっている。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しながらも家計収入も増えていない中、食費等の急激な高騰により家計から食費や光熱費に充てられるお金も増加しており、就学資金が不足していると分析している。ひとり親家庭が生活する上で、様々な問題が解決できるよう福祉事務所に配置している母子父子自立支援員が生活に関する情報の提供や各種生活相談に丁寧に対応している。引き続き、利用者の状況に応じたきめ細かな相談活動を通じて、ひとり親家庭の自立支援を行っていく。また、県内15か所で生活困りごと相談、市町村でも生活くらし相談等を行っており、これらの取組も活用しながら、母子父子自立支援員による支援につなげていく。

守屋委員

- 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、これまで貸付の返済が滞ることがあったか。また、その場合はどう対応しているのか。また、将来的に兄弟姉妹等の貸付けに影響が出ることはあるか。
- 2 障害児の通所支援事業の送迎時における事故防止対策について、送迎車両の安全措施や登降園管理システムを整備するということが、最終的には人がチェックすることになるため、どのように指導し、徹底させるのか。
- 3 福祉施設に対する支援について、保育所と認定こども園等が定員1人当たり2,000円とされているが、積算根拠を伺う。また、地域の保育所からは、資金が足りないという声もあるが、どう捉えているのか。

少子政策課長

- 1 これまでも生活上の理由から返済が滞る借受者があり、そうした方々に対しては、早期対応の観点から、滞納初期段階で、生活状況の把握と償還の相談を具体的に行っている。必要に応じて、母子父子自立支援員が家庭訪問などを通じて、生活指導を兼ねた償還指導を行っている。また、働き出しても返済できない場合、原則として償還を免除することはないため、償還期間の延長で対応し、やむを得ない場合は支払を一時的に猶予する。基本的には兄弟姉妹等の貸付けに影響が出ることはない。
- 3 県内市町村に聴取したところ、給食費の平均額が4,500円程度であり、この平均額に県で算出した物価上昇率7.79パーセントを掛けた金額の6か月分が2,000円である。団体からも秋頃から急激な価格上昇の影響を受け、給食費維持が困難であるという声を受けており、暫定的な措置として、2,000円支援する。今後は、4月以

降の運営費に反映できるよう国へ要望していく。

障害者支援課長

- 2 児童を送迎バスに置き去りにした事故を踏まえて、国から「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」が発出されており、既に事業所に周知をして、安全対策の徹底を働き掛けている。今回の対策にある安全装置と併せて、国では本年12月末に省令の改正・公布を予定しており、人による点呼の義務付け、人による確認を補足する安全装置の義務付けという二段階の義務付けを行う運営基準の改正を進めるという情報がある。基準が示され次第、事業所に対して、周知し、義務付けの取組徹底の状況管理をしながら、全ての送迎者で徹底されるよう、安全管理に取り組んでいく。

金野委員

- 1 障害児の通所支援事業の送迎時における事故防止対策について、県内様々な事業所が網羅されるのか。
- 2 安全装置の導入について、国や県からガイドラインが示されるのか。
- 3 今後の国による省令基準改正を踏まえて、県でも条例改正するのか。
- 4 設置者が5分の1負担することになる登降園管理システム、ICTを活用した障害児の見守り支援は、義務化されるのか。

障害者支援課長

- 1 今回の放課後等デイサービスの補助について、公立の場合、市町村へ補助を行い、民間事業所の場合、直接民間事業所へ補助を行うスキームになるため、全ての事業所が網羅される。
- 2 現在、国が安全装置の仕様に関するガイドラインを策定しており、今後示される予定となっているが、車の後方にボタンを設置し、ボタンを押さないとブザーが鳴る仕組み、車内にカメラを取り付けて、車中に人が映るとブザーやメールで知らせるなどの仕組みが想定されていると聞く。今後、ガイドラインにより詳細が示されると考えている。
- 3 4月からの国による施行に向けて、県でも条例改正が必要と考えている。
- 4 現時点では明示されておらず、国の情報が確認でき次第、対応していく。

小谷野委員

事業所では人件費を抑えて雇用することが基本になるため、送迎車両の運転手は70歳過ぎの高齢の方が会社を退職してアルバイトで務めることが多く、こうした事故をなくすためには、タクシーなどのように交通ルール等の講習を受けて、適任者の判断する基準を作るべきと考えるがどうか。

障害者支援課長

高齢の運転手が増えており、安全性の確保は重要になっている。県独自に基準を設けることは困難であるが、国の安全管理マニュアルやガイドラインを周知していく中で、運転手の運転技術や適性なども確認するよう、事業所に働き掛けていく。

塩野委員

- 1 障害児の通所支援事業の送迎時における事故防止対策について点呼、事業所の安全装置、登降園管理システムや見守り支援などの仕組み導入が完了するのはいつか。

- 2 こうした仕組みは、現在ほとんど導入されていないのか。
- 3 福祉施設に対する支援について、補正予算可決後速やかな執行が望まれるが、スケジュールについて伺う。

障害者支援課長

- 1 改正省令では、令和5年4月1日施行で経過措置を1年間設ける予定になっているが、早期の取組が望ましいことから、安全装置については可能な限り6月末までに取り付けるよう求める通知が発出されており、早期導入が可能な事業所は早期導入を促し、全ての事業所が1年間の経過措置で導入することになる。点呼確認はすぐ実施していただく。
- 2 事故発生後に実施した安全対策調査では、装置導入済み事業所は2パーセント程度にとどまっている。

高齢者福祉課長

- 3 補正予算可決後、一部事務の委託を考えており、委託契約後の1月中・下旬頃から順次受付を開始する予定である。

塩野委員

来年度1年間で導入されるということであるが、各事業所への早期導入をどう図るのか。

障害者支援課長

本年12月末までに、国から基準が示されることになっており、基準が確認でき次第、働き掛けを行い、その後も定期的に導入状況を調査し、導入が進まない事業所へ理由を確認しながら、対策が浸透していくよう指導していく。

諸井委員

今回の事故の原因は、装置の未導入によるものではなく、本補正予算による対策は、事故の本質とは異なるものとする。今後、ガイドラインを策定し、事業所が徹底するよう指導していくということであるが、運用するのはあくまで事業所の現場の担当者になる。ガイドラインを適正に運用していくため、どう指導していくのか。

障害者支援課長

事故を踏まえて、送迎車両の安全確認用のチェックリストを事業所に送付し、必ず点呼確認をするよう求めている。また、送迎車両の運用状況調査を継続し、事業所監査時における実地指導でも確認し、厳しく指導していく。

諸井委員

どういうタイミングで行うのか。

障害者支援課長

実地指導は、定期的に数年に1回であり、文書での確認は年2、3回の予定である。

諸井委員

文章の確認では適正に対応していると回答すればよいため、実地確認による把握が最も重要になる。事業所監査については、市と更に連携して取り組んでほしい。(意見)

【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

永瀬委員

- 1 医療提供施設光熱費等高騰対策支援事業について、今定例会で病院、歯科診療所、薬局、助産所等の広範囲に支援を行うべきと判断した経緯について伺う。
- 2 病院等は病床単位、その他施設は一律補助とした補助単価の設定根拠について伺う。
- 3 他県の支援状況はどうか。
- 4 第165号議案について、本部事務所をがんセンターに移転する理由について伺う。
- 5 移転による病院経営上のメリットについて伺う。
- 6 県庁から離れることになるが、県部局との連携は確保できるのか。
- 7 出産・子育て応援事業費について、事業実施による効果を伺う。
- 8 補正予算可決後のスケジュールを伺う。

保健医療政策課長

- 1 原油価格や物価の高騰の影響により、想定を上回る光熱費や食材料費の値上がりが続いている中、各団体を通じて、光熱費等の価格高騰に対する県の支援を要請する切実な要望があった。聞き取り調査をしたところ、病院に限らず、医療を提供する施設で幅広く、光熱費等の価格高騰の影響を受けていることが確認できたため、本来は医療機関等の物価高騰の影響については、国が診療報酬を改定するなど、一元的に対応すべきものであるが、国からの交付金を活用した激変緩和措置として、これらの医療機関を支援するため、今回補正予算案として計上している。
- 2 補助単価については、施設種別ごとの光熱費等の高騰分に基づき算定している。病院、有床診療所等は24時間稼働しており、病床規模も各施設で異なるため、補助単価を1床当たりとしている。その他の施設も同様に光熱費高騰分の影響額を計算し、薬局や歯科を含む無床診療所は1施設当たり40,000円、接骨院などの施術所は1施設当たり20,000円の補助単価とした。
- 3 44団体が物価高騰の影響を受ける医療機関を対象として、何らかの支援実施を公表しており、44団体のうち42団体は、本県同様に、光熱費等高騰に対する補助金の事業であり、残りの2団体では、省エネ設備導入の支援実施を行うと伺っている。
- 4 移転先のがんセンターの研究棟は、平成7年度から平成10年度にかけて旧病院の東側に建設された病院の別棟であり、現在も引き続き使用されている。病院経営上のメリットや4病院からの距離、現在の病院機能を損なわず既存施設の改修により本部機能を付加することが可能であることなどを総合的に判断し、がんセンターの研究棟への移転を計画した。
- 5 本部事務所を医療現場に近い病院内に移すことで、理事長による各病院へのガバナンスを高めるとともに、独立法人化による病院経営効果の最大化を図ることが可能となる。また、より直接的なメリットとして、現在の手狭となった事務スペースよりも広い面積の確保等が挙げられる。
- 6 今後もZoomなどのコミュニケーションツールの活用により、連携体制は十分に確保できるものと考えている。また、病院機構の運営は、県から示した中期目標の達成に向けて、病院機構で定めた中期計画に基づいて行われており、計画中にも県の保健医療行政に積極的に協力することが明記されている。本部事務所移転後も、保健医療部から病院機構に対して、定期的に運営状況の報告を求めるなど、今後も緊密な連携体制を維持していくことが可能と考えている。

健康長寿課長

- 7 伴走型相談支援による面談と経済的支援を一体的に実施することにより、妊婦や産婦が面談を受ける動機付けになり、妊婦健診や乳児健診の受診につながることを期待される。また、DVやメンタル不調などのリスクの早期発見、早期介入にもつながり、本事業を継続して実施することを通じて、妊婦、子育て家庭の孤立感や不安感を解消し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、環境整備を推進していく。
- 8 本補正予算は、国の総合経済対策として、令和4年度第二次補正予算において計上されたものである。経済的支援は、令和4年4月以降に出産された全ての方を対象としており、全ての市町村が今年度中に事業を開始できるよう、計上されている。国の交付要綱がまだ示されておらず、各市町村の予算措置の準備の状況にもよるが、早い市町村であれば年度内には事業開始できると考えている。また、11月中旬に行われた国の説明会直後に市町村に確認したところ、年度内実施が11市町、令和5年4月以降に実施が8市町、それ以外は未定という回答であった。近いうちに、国が再度説明会を実施し、交付要綱が示されるため、その後、市町村の計画を確認する。

永瀬委員

- 1 医療提供施設光熱費等高騰対策支援事業について、無床施設であっても施設規模の大小があり、影響額も異なる。今後もエネルギー価格高騰が予想される中、よりきめ細かい対応を考えていく必要があると思うがどうか。
- 2 出産・子育て応援事業費について、孤立感や不安感の解消は重要と考えるが、国も補正予算の考えにおいて、出生率の減少に対する危機感をあらわにしており、出生率の増加を目指して恒常化していく公算が高いと思う。そのため、市町村単位の状況を踏まえて、県としてどう分析しているのか。また、今後の事業展開では、より現状に合った支援をすべきと考えるがどうか。
- 3 第165号議案について、移転によるメリットを今後の4病院経営に生かすことが重要と考えるがどうか。

保健医療政策課長

- 1 光熱費の高騰は、全国規模の問題であることから、全国知事会や関東地方知事会を通じて、臨時的に診療報酬を早急に改定するなどの全国一律の対策を要望している。引き続き、物価高騰の影響等を注視しながら、継続して国への働き掛けなどに取り組んでいく。
- 3 独立法人化してすぐに新型コロナウイルス感染症への対応が必要となり、計画どおりに行かない部分も出ているが、病院近くに本部事務所を移転することで、4病院の一体感を高めて、より効率的な病院運営に臨んでいく。

健康長寿課長

- 2 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができる環境整備を狙いとしており、出生率向上にもつながっていくのではないかと期待している。現状については、子育て世代包括支援センターが全市町村に設置されており、妊娠届出時に、面談を行っている。今後もそうした面談を行う方に対して、研修会などを開催して、質の向上に努めていく。

永瀬委員

医療提供施設光熱費等高騰対策支援事業について、国への要望においては、現状二つの区分にとどまる補助単価の見直しを検討すべきと考えるがどうか。

保健医療政策課長

単価を設定する際に各施設において、影響額について調査を行っており、病院以外では明確な大きな差がなかった。病院以外の施設については、病院ほどの影響が見られないと推察しており、施設単位での補助単価設定としている。

永瀬委員

今後も物価高騰の影響が長引く懸念がある中、現場の方々の声と今回の一律補助単価設定には隔たりがあると感じており、きめ細かに今後も受け止めるようお願いする。(意見)

西山委員

- 1 第140号議案について、返済主体はどこか。
- 2 本補正予算により、令和3年度末に121億円あった財政安定化基金のうち109億円を取り崩すと12億円しか残らないが、今後、どう対応するのか。

国保医療課長

- 1 令和6年度から3年間で市町村の納付金により基金を復元する。
- 2 後年度に基金を復元するが、予算不足等の不測の事態が生じた場合、国庫返還額を除いた令和3年度の決算剰余金の活用も検討していく。

西山委員

今後、市町村の国民健康保険税の引上げにつながることはあるのか。

国保医療課長

基金の取崩しは、保険税の引上げ要素になり得るが、最終的には市町村の判断になる。

田並委員

- 1 出産・子育て応援事業費について、事業主体は市町村であるが、県の役割は何か。
- 2 資金援助を継続して行うということであるが、令和5年10月1日以降は、令和5年度以降の予算とされており、市町村で予算確保して事業継続できるのか。

健康長寿課長

- 1 事業の実施主体である市町村が円滑に事業を開始できるよう、国の要綱が示された後に早急に市町村に対して説明会を実施する予定である。また、伴走型相談支援において、相談に携わる職員のスキルアップのための研修会の開催、好事例の情報提供を行うなど、市町村のニーズをくみ取りつつ、丁寧にサポートを行っていく。
- 2 本事業では、事業を継続的に実施することを通じて、全ての妊婦、子育て家庭がより安心して出産・子育てができるようにしていくことを目指している。各市町村において、必要な予算を確保する必要があると認識している。国においても、令和5年10月以降に継続的に実施するための必要な安定財源の確保については、令和5年度当初予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる予定であると聞いている。県でも、各市町村

において必要な予算措置がされるよう、詳細な交付要綱等が示された際には、市町村に速やかに情報提供を行っていく。

金野委員

- 1 第140号議案について、財政安定化基金を今後3年間で復元し、不測の事態には令和3年度の決算剰余金を活用して備えるという答弁があったが、新型コロナウイルス感染症による医療費高騰などがあった場合にも対応できるのか。
- 2 出産・子育て応援事業費について、現金、クーポンそれぞれに一長一短があるが、支給方法は市町村判断となるのか。
- 3 面談を妊娠8か月で実施するということだが、出歩くのが困難になったり、出産のための里帰りを始めたりする時期に当たり、新型コロナウイルス感染症の不安もあるため、オンライン対応なども検討しているのか。また、面談は希望制ということだが、予期せぬ妊娠で誰にも相談できず、一人で悩んでいるなどの支援が必要な方について、どう支援につないでいくのか。
- 4 出産・子育て応援事業費について、現在国が財源確保に向けた議論を行っているということだが、国の財源がなくなった場合、県独自に事業を継続する考えはあるか。

国保医療課長

- 1 令和4年度予算は、推計に当たり新型コロナウイルスの影響を一部補正する見込みとしていたが、現在推計中の令和5年度予算では、国が示す方法で新型コロナ影響額を除いた推計を行い、別途、新型コロナ影響分を上乗せすることにより、しっかりと影響を見込んでいく。

健康長寿課長

- 2 面談を受け、アンケート回答した方を対象として、妊娠届出時、出生届出時の2回に分けて、各50,000円相当を支給することとなっている。現金、出産・育児関連商品、商品券、一時預かり利用券などの方法により、市町村の判断で支給することができる。
- 3 面談については、初回となる妊娠届出時は全員が面談を行うこととなっており、面談を通じて、心身の状態、経済的な状況、今後の養育環境等についての情報収集を行い、継続的な支援が必要かのアセスメントを実施し、サポートする。妊娠8か月の時期は、出産も近くなり、妊婦やその家族も不安を抱えている時期であり、事前の妊娠7か月の時期に不安感や育児を相談できるかなどの状況確認アンケートを妊娠届出者全員に対して実施し、アンケート結果に応じて、面談希望がなくても支援が必要と判断される場合、面談などを設定して、伴走支援を行う。また、本人の状況や希望に応じて、里帰り先自治体での面談やオンライン相談も可能となっている。
- 4 本事業では、普通交付税措置がされる予定となっており、令和5年度当初予算編成過程を注視し、国が予算措置できなかつた場合、県独自で実施すべきか検討していく。

金野委員

令和5年度予算について、新型コロナウイルスの影響による上乗せは、どう設定しているのか。

国保医療課長

令和3年度の医療費実績を基に算出しているが、令和3年度ほどには増加していない

め、そうした影響も踏まえながら不足のないよう設定する。

守屋委員

- 1 医療提供施設光熱費等高騰対策支援事業について、病院への影響は大きく、今回の補填ではとても充足できないと聞いており、国に強く働き掛ける必要があると考えるがどうか。
- 2 第140号議案について、川越市では国民健康保険税が5,000円程度増加することになっており、市町村に返済のため上乗せが発生すると更に困難な事態になるが、県はどう考えているのか。
- 3 第165号議案について、独立行政法人として収入と支出をやりくりする必要があるため、賃上げ基調の中、医師確保を見据えて賃上げを行っていく場合、別の職員へしわ寄せがいくことを危惧するがどうか。
- 4 出産・子育て応援事業費について、出産・子育てに関する伴走型相談支援は、これまでも保健所が担ってきており、出生率向上のためには、保健所の対応を充実させていくことが必要ではないか。
- 5 出産・子育て応援ギフトについて、市町村による支給方法は、県が何らかの方向性を示すのか。また、対象であっても面談を希望しない場合は支給されないため、周知をどう徹底していくのか。
- 6 出産・子育て応援事業費について、システム構築等導入経費の詳細を伺う。

保健医療政策課長

- 1 引き続き、物価高騰の影響等を注視しつつ、国に働き掛けるなどしっかりと取り組んでいく。
- 3 独立行政法人化に当たり、医師の処遇向上を実施したが、その他職員については、県の処遇をそのまま引き継いでおり、現在影響はないと認識している。

国保医療課長

- 2 財政安定化基金の取崩し後の復元はルール化されているため納付していただく必要があるが、国民健康保険加入者は他の保険加入者と比較して所得に対する保険税負担割合が高いことは認識しており、国に対して財政支援の強化を引き続き要望していく。

健康長寿課長

- 4 母子保健法の改正に伴い、平成9年4月から身近な母子保健サービスは、各市町村で実施されており、妊産婦やその家族への相談支援も各市町村の子育て世代包括支援センター等を中心として行われている。また、県内全市町村で妊娠届出時や母子健康手帳の交付時の面談や出産後の訪問支援を行っており、本事業でも方針に違いはない。
- 5 支給方法は、各市町村が創意工夫して実施することになる。周知啓発については、今後、国から実施要綱や交付要綱が示され次第、市町村に対して説明会等を行い、支給方法を示していく。
- 6 出産・子育て応援ギフトについては、子育て支援サービスの利用者負担軽減の観点から、各市町村の創意工夫により行うものとされており、開発経費や商品券発行時の業務委託経費などを市町村に助成するための経費である。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第4号）】

永瀬委員

不採択の立場から発言する。

当県議会では、コロナ禍においても、県民の生活を守り、生活を支えるために日々奮闘するエッセンシャルワーカーをかけがえのない存在と考え、支援に取り組んできた。これまでに令和3年6月定例会に「医療従事者等への更なる支援を求める意見書」、令和4年2月定例会に「介護従事者の処遇改善に関する手続の簡素化等を求める意見書」、令和4年6月定例会に「保育士の人材確保及び処遇改善等を求める意見書」を議決し、国に継続して処遇改善や支援を求めている。国においても、令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び令和3年12月21日「公的価格評価検討委員会中間整理」を踏まえて、エッセンシャルワーカーの処遇改善に向けた取組を継続しており、こうした取組を注視し、必要な働き掛けを行っていくべきと考える。よって、本請願は不採択とすべきと考える。

金野委員

不採択の立場から発言する。

私たちが請願者と同様、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療・介護・保育・福祉をはじめとしたエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々には、社会活動継続のため、多大な尽力を頂き、感謝と敬意を表するもので、本請願では、医療・介護・福祉・保育などの現場で働く全ての労働者に対する賃上げ補助を全額国庫補助で支援を行うこととしているが、エッセンシャルワーカーは、本請願で挙げられた職種に限らず、スーパーマーケット従業員、ごみ収集や公共交通機関職員など、多岐にわたるものである。また、医療・介護・保育・福祉の現場も、事務職や補助員など、多様な職種が関わっている。全国的な均衡を図る上で、全額国庫による賃上げを求めること自体は否定しないものの、それぞれの業務内容を精査し、業務改善を進めるとともに、社会情勢も踏まえて、適正に賃金を定め、国に求めるべきであると考えているため、本請願には賛同しかねると考えている。

守屋委員

紹介議員の一人として採択をお願いすべく意見を述べる。請願書には、「1 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと」、「2 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること」、「3 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること」としている。

食料品や水道光熱費、ガソリン代などの物価高騰が国民の暮らしを直撃している中、暮らしを守ろうと欧米では賃金の引上げを求める声が高まり、フランスとドイツでは、今年に入り、最低賃金を3回にわたり引き上げた。10月に各都道府県で最低賃金が改定されたが、平均31円、3.3パーセント増であり、最低賃金の水準では生活が成り立たない。また、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃上げ補助が始まっているが、全国平

均の水準にはほど遠い状態である。請願の理由を踏まえて、国へ対する意見書を提出するよう、委員各位の賛同をお願いして、私の意見とする。